

大森山動物園一般廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

1 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 廃棄物の種類および概算内訳

(1) 一般廃棄物

動物園運營業務に伴い排出された廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物とする。

(2) 排出される一般廃棄物の概算内訳

動物園運營業務に伴い排出される一般廃棄物は、可燃物30,000kg/年、不燃物500kg/年および古紙2,600kg/年を目安とする。

可燃物のうちに占めるエサの^{ざんし}残滓は8割程度である。また、エサ残滓の中には、動物に与えた枝葉も含む。

3 業務内容

(1) 動物園内の指定場所に保管している一般廃棄物を収集し、秋田市総合環境センター（以下「処理場」という。）に運搬し、処理する。

(2) 可燃物の収集および運搬は、月曜日から土曜日までの週6回とし、処理場へ運搬し、処理する。

ただし、1月1日は処理場が稼働しないため除く。

(3) 不燃物および古紙の収集および運搬は週1回とし、処理場へ運搬し、処理する。

(4) 収集および運搬に当たっては、委託者の指示に従い、来園者および職員に対し十分な注意と安全の確保に努め、関係法令、技術基準等を遵守する。

4 業務体制および報告

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに従事者の中から統率する責任者を選定し、委託者に通知する。

(2) 責任者は、業務を円滑に遂行するために、従事者の労務管理および安全衛生管理に当たること。

(3) 従事者は、事故防止に万全を期し、万一事故が発生したときは、動物園職員に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ、事故の拡大防止に努めること。

(4) 受託者は、毎月10日までに前月分のごみ処理実績を報告する。

5 業務機材

業務に必要とする機材は受託者の負担とする。

6 その他

(1) 排出される一般廃棄物の可燃物等の処理量が大幅に増減する場合は、委託者と

協議の上、請負金額を変更することができる。

(2) この仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者の協議により決定する。